

次に、建築行政を実施したことにより、メリットがあったと感じた点について確認したところ、**図3**のような結果になりました。

ここで、特筆すべきは、「メリットはなかった」と回答した団体が皆無であったことです。これは、建築行政を実施することで、少なからず何らかのメリットを享受したと捉えていることを示しています。

具体的に見てみると、「**自市町村の方針に沿ったまちづくりが行えるようになった**」が8団体と最多の回答で、前述の実施理由に示した、「**自市町村のまちづくりに有効と考えたから**」に対応する結果として多数の団体がメリットとして挙げたといえます。やはり、自市町村の方針に沿ったまちづくりを行えるようになったことが最大のメリットでした。

次いで、「**建築職の職員の技術力（能力）向上に寄与した**」を5団体がメリットとして挙げており、建築職員の技術力向上にも寄与する可能性が高いことがわかりました。

一方、デメリットについても確認しました。結果が**図4**です。

こちらの設問においても「デメリットはなかった」と回答した団体が1団体もなかったことから、導入することのメリットがある一方で、デメリットもあるということが明らかになりました。

具体的に見てみると、デメリットの回答の中で「**訴訟問題への対応が必要になった**」ことを挙げたのが8団体と最多で、建築行政を行っているほとんどの団体が選択しています。これは、多摩・

島しょ地域の基礎自治体においては、訴訟が発生したときはもちろん、訴訟問題への備えが多くの団体に意識されていることを示しています。

次いで、「**新たに建築職の職員や事務職員を配置しなければならなくなった**」が4団体と続きます。これは、少なからず人材面でデメリットと感じた団体があったことを示しています。

さらに、これらを踏まえた建築行政の課題について訊ねた結果が**図5**です。最も多かったのは「**訴訟への対応**」で8団体でした。デメリットとして挙げていたものがそのまま課題になっていることがわかりました。次いで、「**建築主事の確保と処遇**」が7団体と続きます。建築主事になるためには建築基準適合判定資格者検定という国家資格を得なければならない、その受験をするには一級建築士の資格が必要です。その上、合格率も2～3割程度と決して高くはなく、難関の試験となります。しかし、それだけ苦勞して資格を取得したとしても、待遇面で職員へのインセンティブが無いところも多いようです。前掲の**表1**を見ても、建築主事はどこの団体でも1人ないし2人ですので、職員の退職等で人員の補充が思うように行えなかったり、現状では職員数が不足しているので増員したいけれども職員が資格をなかなか取得できなかったり、資格を取得したとしてもその後の育成に時間がかかったりと、人材面において課題があるという認識を建築行政の担当部署は持っていることがわかりました。

重ねて、今後の建築行政をどのような形態で実施して行きたいか聞いた結果が**図6**です。

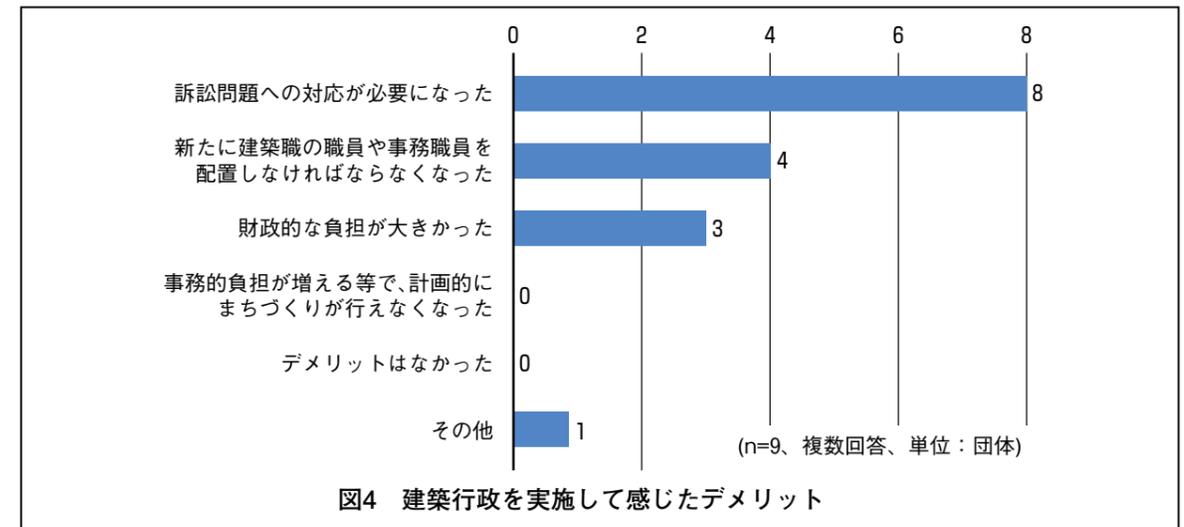


図4 建築行政を実施して感じたデメリット

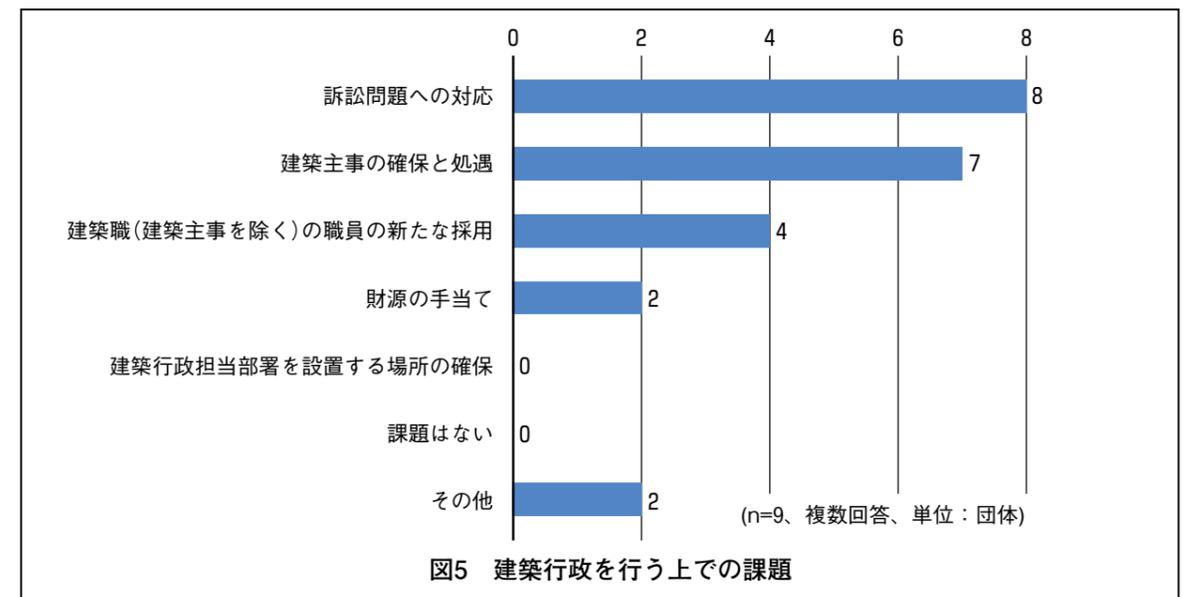


図5 建築行政を行う上での課題

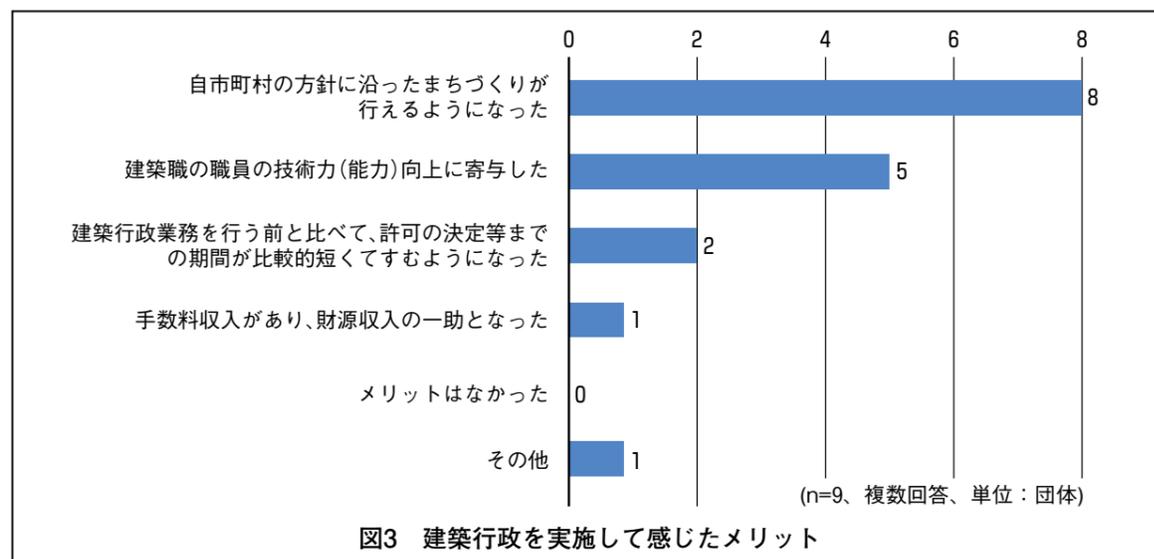


図3 建築行政を実施して感じたメリット

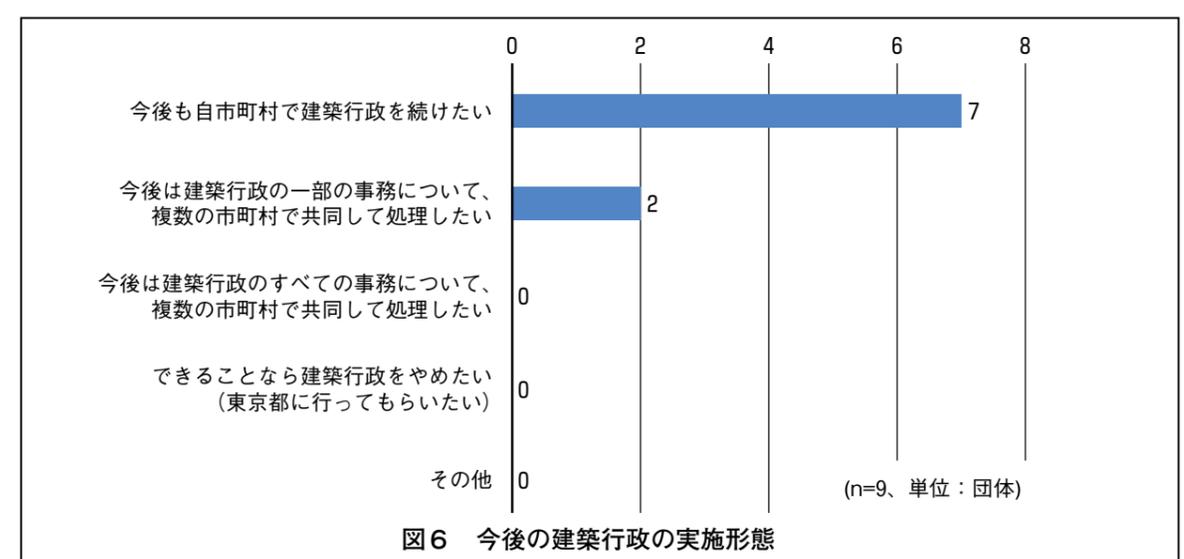


図6 今後の建築行政の実施形態